

第6回北区基本構想審議会 部会2「輝き」 議事録

日 時：令和4年10月18日（火）午後3時30分～午後5時35分

場 所：北とぴあ 701会議室

出席者 岩崎 美智子部会長 山本 美香副部会長
 いながき 浩委員 渋谷 伸子委員 中嶋 みどり委員
 野口 雄基委員 増田 幹生委員 水越 乙彦委員
 森 将知委員 森口 智志委員

1 開 会

2 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

・健康・医療

基本目標2 自分らしく健やかに活躍するための仕組みづくり

・高齢・介護

基本目標2 いくつになっても自分らしく輝けるための仕組みづくり

・障害

基本目標2 障害のある人が、安心して自分らしい生活をおくるための基盤づくり

・権利擁護・生活支援

基本目標2 権利と尊厳をまもり、支えつながらあえる仕組みづくり

3 その他

4 閉 会

議事要旨

○事務局

皆さん、こんにちは。時間になりましたので、ただいまから第6回部会2「輝き」部会を開催させていただきます。

未だコロナ禍という状況でございますが、本日も、感染防止対策をしながら対面での会議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、まず初めに、本日、当部会に参加される区側の出席者、初めて参加される出席者のご紹介をさせていただきます。

出席者紹介

○事務局

それでは部会長、進行のほど、よろしくお願ひいたします。

○部会長

皆様、こんにちは。

今日もお忙しいところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

部会としては久しぶりの会議になります。いつものような忌憚のないご意見、それから活発なご協議をいただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会議を進行いたします。

本日の部会の議題ですが、「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」の基本目標の「健康・医療」、それから「高齢・介護」「障害」「権利擁護・生活支援」の施策についてです。

進め方ですが、今日、この四つの柱について事務局からのご説明がありましたら、委員の皆様からできる限りご議論いただきたいと思ひます。せっかくお集まりいただいておりますので、全員の委員から短くても結構ですので、ご発言いただきたいと思ひます。一つの柱で事務局のご説明の後、順にマイクをお渡ししますので、順番にご発言いただきたいと思ひます。

ご発言いただいたら次の委員に。意見ということだけではなくて感想でも結構ですから、皆様のご意見やご感想などをいただければと思ひます。おおよそ2時間ぐらいで進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず「健康・医療」の施策について、事務局からご説明をお願ひいたします。

○事務局

それでは、健康・医療の施策についてご説明をさせていただきます。

まず、その前に、少し補足をさせていただきますというふうに思っております。

本日と11月の部会において、各政策の施策単位でご意見をいただきますが、9月の審議会終了後、こちらの「施策のあり方」のこの資料について検討する際に、具体的な事業の内容や数字などを入れた資料にすべきではないかというご意見がある委員からい

ただいております。

今回お示ししている資料には、部会で議論するにあたって参考にさせていただくために、一部グラフや図を差し込んでおりますが、審議会から答申としていただくものは、こちらの資料2ページをご覧くださいと思います。こちらの施策部分ですと、左上の「めざす姿」、左の「現状と課題」、そして右の「施策の方向」、この文章のみを基本計画の施策のあり方として答申としていただくことを想定してございます。

基本構想については、来年2月の段階でほぼ完成した形で、審議会から答申をいただきますが、基本計画については、審議会から基本計画の骨格となる項目のみを答申としていただき、図やグラフ、施策の達成を図る指標、具体的な事業は答申に基づきまして、令和6年3月に基本計画を策定できるよう、来年度、事務局で検討を進めてまいる予定でございます。

9月の審議会でも、この件について、説明をさせていただきましたが、基本構想と基本計画でいただく答申の違いについて、改めてご説明をさせていただきました。

それでは、健康・医療の施策について、説明をさせていただきます。

こちらのA3判の資料をご覧くださいと思います。

まず、1ページの健康・医療の政策名でございますが、「自分らしく健やかに活躍するための仕組みづくり」でございます。

こちらの政策の方向性については、「基本構想中間まとめ」の7ページにございます健康・医療の箇条書きの文章を転記しております。本日、ご持参を依頼させていただいたこの「中間まとめ」、もしお持ちの方がいらっしゃればご覧いただきたいと思います。括弧書で政策ごとに箇条書きの文章を皆さんに作成いただいたかと思うのですが、この文章をこういった1ページのところに転記をさせていただいているというところで、ご理解をいただければと思います。

この政策を達成するための手段としてその下に、(1)と(2)の施策を配置し、また、さらにその施策を達成するための手段として、施策の方向を配置してございます。

次のページ以降の(1)(2)の施策について、説明後に、皆さんからご意見、ご感想をいただきたいと思っております。

9月の審議会で区政運営について、皆様からご意見をいただきましたが、そのときと同様に、このシートの文章表現や文章の中身だけでなく、施策の名称や、施策の方向名が文章とマッチしているのか、めざす姿に対して、現状と課題をバランスよく取り上げているか、施策の方向がめざす姿の達成に資するものとなっているかなど、後ほどご意見いただければと存じます。

それでは、資料2ページをご覧くださいませでしょうか。

(1) ころと体の健康づくりの充実をご覧くださいと思います。

左上のめざす姿については、審議会の各部会において導き出させていただきました、施策単位の「20年後の望ましい姿」をこちらにも転記をさせていただいております。少し前になってしまうので、お忘れになっている方もいらっしゃるかと思ひまして、この資料はお手持ちにはございませんが、こちらで4月、5月ですね、今年の頭ぐらいから、各部会でこちらの政策単位の「20年後の望ましい姿」についてご意見をいただきまして、その下のこちら「20年後の望ましい姿」を皆さんに導き出させていただきました。

この望ましい姿がこちらの2ページの左上でのめざす姿、こちらに転記をさせていただいております、これを目標として、じゃあそこに向けての現状と課題、こういったギャップがあるのか。そのギャップを埋めるための施策の方向はどのようなものなのかといったところで、資料をご覧いただければと思います。よろしくお願いします。

めざす姿の下にこの施策の現状と課題、めざす姿を達成するための施策の方向を右側に記載をさせていただいております。

まず、現状と課題の箇条書の上から一つ目をご覧いただきたいと思います。

健康寿命のさらなる延伸につながるよう、若い世代から、生活習慣病を予防するための食事や運動など、生活習慣に関する正しい理解と知識の普及啓発が必要なことを挙げています。

こちらの施策の方向として、右の①「こころと体の健康づくりの充実」の箇条書の上から二つ目をご覧いただきたいと思います。

若い世代から健康づくりに取り組むことができるよう、「気軽にできる健康づくり」の場を広げていくこととしております。

次に、現状と課題の箇条書の下から一つ目、新型コロナウイルス感染症という、こちらをご覧いただきたいと思います。

現状と課題の箇条書の下から一つ目でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、健康診査及びがん検診等の受診控えや乳幼児健診においても、受診率の低下傾向が見られることを挙げております。

こちらは、右下の参考の各種健診受診率の推移をご覧いただきたいと思います。

令和元年度までは受診率は横ばいの状態でしたが、令和2年度以降については、お示しの三つの健診、全て受診率が低下をしております。

こちらの施策の方向として、右の②「疾病の早期発見・早期治療の推進」をご覧いただきたいと思います。

受診率の向上を図るため、引き続き健康診査及びがん検診等の受診啓発や受診勧奨に努めるとともに、受診期間を延ばすですとか、対象年齢を拡充したりなどして受診しやすい体制や環境づくりを推進することとさせていただいております。

続いて資料、3ページにお進みいただきたいと思います。

施策の(2)区内医療環境の充実をご覧いただきたいと思います。

左上のめざす姿については、審議会の各部会において決定いただきました文章を転記してございます。

現状と課題の箇条書の一つ目をご覧いただきたいと思います。

85歳以上の後期高齢者人口の増加や、医療の高度化・専門化、社会環境の変化等に伴い、在宅療養を含む医療需要の増加が見込まれ、地域で必要とされる保健医療や在宅医療を支える体制整備が求められていることを挙げております。

下の参考資料をご覧いただきたいと思います。

20年後、75歳以上の人口総数は若干減少する見通しでございますが、75歳以上の人口のうちの85歳以上の割合は、増加する見通しでございます。

こちらの施策の方向として、右上の①「地域の医療提供体制の充実」、こちらをご覧いただきたいと思います。

「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京」を実現するための方針である「東京都地域医療構想」に対応しながら地域の実情をきめ細かく把握し、将来必要とされる地域の医療提供体制のあり方や、区内の病院の老朽化などに備え、必要とされる区内の病床の維持確保策について検討していくということを書かせていただいております。

以上、簡単ではございますが、健康・医療の施策について、説明を事務局からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○部会長

ただいま事務局が資料の1ページから3ページですかね、健康・医療の施策（1）ところと体の健康づくりの推進、それから（2）区内医療環境の充実について、ご説明がありました。

それでは、こちらの施策について、ご意見をいただきたいと思います。ご意見だけでなく、ご感想ですとか、ご質問でも結構ですので、ぜひともお願いしたいと思います。

○委員

今まで5回、皆様の活発なご意見、また様々のご提案があって、ご説明を聞き、大変よくまとまっているなというふうに思いました。

ただ、20年後というところは、なかなか想像もつかない。平均寿命も延びるでしょうし、健康寿命も延びるのかなというふうに思うのですが、また聞けば、基本構想で数値を目標として提示するというのが難しいのですが、この、いわゆる現状や課題、施策の方向はよく分かるのですが、もうちょっと具体的に何か特化をしながら、いろいろな課題、例えば早期発見、早期治療、また感染症の対策、または健康づくりということでこの大きな健康づくりというのは、いろんなカテゴリーというか角度があると思うのですが、何か一つでも具体的な特にとというような形でお示しをいただきますと、区民の皆様もそうだなということで共感と、また行動にもつながるのではないかというふうに、これは率直な感想ですが、思いました。

○委員

今、高齢者、高齢者と、高齢者に対してのそういうフォローはできているのですけれど、それ以前、60歳以前ですかね、そのくらいの年代の人の健康に対しても考えていただければなと思いました。

○委員

3ページ目のところの③新興感染症への対応というところですが、先ほどお話にありましたように、構想というところがどこまで具体的というところが難しいかなとは思いますが、今回の新型コロナを通して感じたところが、この①にある病院の老朽化だけでなく、③のところでは、建物の老朽化などを考えて換気とか、あと換気がきちんとしていない建物があったりとかというところで苦労しているというような感染症対策に苦労しているというところもありましたので、区内全体としてほかのグループで建

物であるとか、そういったものに対しても検討していると思いますので、その辺りが連携を図るように文言を少し付け加えられるといいなというふうに考えております。

どういうふうな文言を入れたらいいか、まとまっていないのですが、思いついたところでは。

○委員

私からは3点ほどありまして、前回の区政運営のほうでも後日送付するとコメントで書かせていただいたのですが、現状と課題のところの課題が浅いと思います。例えば、2ページの最初のところで、1文目のところは現状を説明していただいていると思うのですが、次の「健康寿命のさらなる延伸につながるよう」という一文に関して、例えば、現状、生活習慣に関する正しい知識や理解の普及ができていない理由は何か、その課題を出して、それを解決するためにどういう施策が必要かと考えないと、現状と課題、そこからの施策の方向というところははっきり見えてこないと思います。もう少し課題に対して「何が必要なのか」「できていない理由は何か」といった本来の課題をもう少し深掘りしていただければと考えています。

2点目は全体的に当てはまることですが、具体的な目標の数値、向上しますというだけあって具体的に、じゃあ何%とか何倍とか、そういった具体的な目標というのでも基本計画に盛り込む必要があると思います。10年ぐらいのスパンで考えられることだと思いますので、もう少し具体的な数値を持って計画に入れていただけたほうがいいのかと考えています。

3点目に関しましては、取り組む項目のところでは施策1のところでは高齢者とか、基本的に病気になったときのサポートというのがメインでなっていたのですが、5年後先、10年、20年たってくると、医療予防だったりとか介護予防、そっちの予防的なほうがより重さが高くなってくると思いますので、それに関する項目をもう少し追加していただけたほうがいいのかというふうに考えたところです。

○委員

基本的に数値目標はまだ盛り込まないということで理解して読ませていただいたのですが、もう少し確かに具体的などころがあるといいのかなというふうに、私も感じました。例えば、施策の方向ということで書いてあるのですが、①の本当に一番最初の「こころと体の健康づくりの充実」で、じゃあ一つ目の●で「各種データを活用して」、この各種データを活用というのは、どうやってどういうデータがいいだとか、ここを見て、また新しい課題というか、が出てきてしまうように見えてしまうことも多くて、次の二つ目の●なんかでも、若い世代から健康づくりに取り組むために「地域のつながりを活かして」この地域のつながりをいかして何かやっていくということも、今本当に課題だと思っていますが、施策の方向のところでは、またふっと新しい課題が思い浮かんでしまうようなところが若干あちこちで見受けられるかなと思って、その辺、もう少し具体的にそれをどうするのだというところを組み込んで、数値がないにしてもそういう解決策を示しているともっといいかとそういうふうに感じました。

○委員

施策1は、いわゆる予防とか、そういったところになるのかなというのと、施策2は主に医療の充実ということになるのかなと思うのですが、前の部会のときにもいろいろ話あったのかなというふうに思うのですが、この二つのカテゴリーは大事な部分はあるのですが、それ以外に、例えばなった後に、また再度リカバリーしていくとか、ここに入り込まない、はさまの部分はどう考えるか。

あと、そこをするに当たってこの二つの柱だけではなくというか、先ほど地域のつながりという言葉があったかと思うのですが、例えばその地域のつながりとか、あと3ページのほうにも「住み慣れた地域でだれもが安心して充実した在宅療養生活をおくることができる」場というか、体制という、この辺でもう少し何か新しいことをしていくような場を盛り込んでもいいのかなというのは感じています。少しこの二つの柱にかからないというか、これ以外のイレギュラーのケースは、実は多いのかなと感じているところです。

○委員

将来80、90になって元気に生活できるのか分かりませんが、なるべく人の世話にならないようにやっていきたいなと思っております。

○委員

似たような会議で東京都医師会の中で、医療は経済と必ず絡むので、今日は医療経済に詳しい学識経験者を入れて、経済面から医療をどう見るかという会議があるのですが、かなり、石油が湧き出るような国だったら幾らでもお金使えるのですが、日本の場合もう経済はかなり厳しい。実際に医療自体の需要もすごい増えているわけですね。その辺で、国民皆保険制度をどうするかとか、自己負担をどうするかとか、あと保険の中の診療範囲をどうするかという話をしていると、相当厳しい現実が見えてきますね。

恐らく20年後はもっと厳しくなる。要するに、お金を払う人が減って使う人が増える。その中でどうしていくかということで、また医療界はちょっと不思議で、厚生労働省の決めたことに従ってみんな保険医療しているので。そうすると、個人個人で決めることより病院とか医師とか自治体で決められることは、どうしても限りが出てくると思うのですね。

そこで、北区の会議ですから、区内でどうするかという話をしたときに、20年後の国がどうするかとか、厚生労働省がどうするかという話の下にしか動けない部分があるので、その中で数字を出すというと、限られてくると思うのです。ただ、そういったことも踏まえて、日本国があつて東京都があつて北区があるわけですから、その中でどういったことができるかというようなことを検討していくという意味では、ほかの分野のディスカッションとは変わってくる。

北区が独立してしまつて全部自分たちの経済で自分たちの決定でできるのだったら好きなことが言えると思うのですが、そういった意味でかなり制約がある中で話さなければいけないということで、数値を出すというのも人口とか需要とか、そういったものの数値が出ると思うのだけれども、ただ区の中としては医療体制として我々も考えて

はいるのですが、どういうふうな病院が欲しいかとか、どういう医療で、要するにこの人口構成で必要かとか、あと災害時、それから新興感染症、新興じゃなくていいですよ、感染症対策という意味では、いろいろ考えるところがあると思うので、そういったことで20年後の北区でこういった部分が必要でこういった病院を誘致したらいいのかとか、こういった分野で医者が必要になってくるだとか、医療も今は、在宅というのはほんの一部ですけども、恐らくその在宅のニーズは5倍、10倍に膨らんでいると思うので、その辺に関して意見を言えたらなと思っております。

○副部長

二点ほど感じました。一つは、この部会じゃないのかもしれないけど、これを読んで子どもについての健康というのはここでは話さなくていいのかというのは、ここで感じたところです。どちらかというと、成人以上、若い人のことも書いてありますけれども、そんな感じがするのですけれども、子どもたちというのは心と体の健康ということではどこか入れたほうがいいかなというふうに思いました。

もう一点は、これからどんどん所得格差というのがすごく開いてくると思うのですけれども、そういう低いほうの方々が受診を控えたりとか、その結果重篤な事態を引き起こすということも考えられますので、平等な医療というのがあるといいなというふうにここで考えました。

○部長

皆さんが言われたこととかなり重複している部分もありまして、私の意見は皆様がお話くださった中に入っています。では、ほかの委員の皆さんから出たご意見について、事務局からお答えいただくということによろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。いただいた意見については精査させていただいて、また文章修正も含め対応させていただきたいと思っています。

あとは、全体に係る部分について、ご説明させていただきたいと思うのですが、今回の基本構想については、2040年を目標とした20年後の将来像について皆さんに今までご議論いただきました。今回については、基本構想を実現するための基本計画の施策のあり方についてご議論をいただくということで、基本計画の改定のスパンですけど、現状、5年スパンで前期、後期ということで改定をさせていただいています。今回皆さんに意見をいただくこの施策の方向についても、これが20年後に残るという言葉ではなくて、20年先のめざす姿に対して、じゃあ現状はこういったことがあって、課題としては、今はこういったものがある。それに対して、じゃあどんな施策が現状で必要なかという、どちらかというと、比較的近い未来の施策の方向についてご意見をいただきたいなというふうに思っております。

答申としていただくのは、あくまでも施策の大きな方向性でして、その方向の下に、先ほども申し上げたように次年度、じゃあこの施策の方向にひもづく具体的な事業がどういったものになるのか。実際にその施策の方向にひもづく事業がしっかり功を奏して

いるか数値で把握するための指標ですとか、そういったものを設定する作業については来年1年、またかけて事務局のほうでさせていただきます。審議会では、あくまでも大きな方向性で、できるだけその基本構想を達成するための基本計画なので、将来を見据えてというところもあるのですが、比較的短期的なサイクルのもので、現状・課題や方向性についてということでご意見をいただければなと思っております。

○部会長

いかがですか。今の健康・医療に発する委員の皆さんからのご意見、ご質問についてはよろしいですか。

○事務局

いただいたご意見については精査させていただき、何点か、かいつまんでのご回答をさせていただきますと思います。

まず、副部会長からいただきました子どもについての健康をといたところでございます。こちらについては、次回の部会の中で、健康というところと角度が少し変わるかもしれないですが、こころ、いじめのところですか、体の育成ですか、そういった部分については、子ども・家庭の施策部分で触れさせていただこうというふうに考えております。

また、先ほど委員からいただいた各種データの話ですと、2ページの①の箇条書一番上の、「各種データを活用して」ですが、これが何なのかということで、検診データといったところでイメージとして持っています。施策の方向について具体的にどこまで、書いていくのかその他の文章も含めて、いま一度精査はさせていただきますというふうに思っております。

○部会長

委員の皆様、ぜひここは確認しておきたいということがありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の施策に行きたいと思えます。「高齢・介護」の施策について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

高齢・介護の施策について、説明をさせていただきます。

4ページをご覧くださいませでしょうか。

高齢・介護の政策名でございますが、「いくつになっても自分らしく輝けるための仕組みづくり」でございます。

こちらの政策の方向性についても、「基本構想中間まとめ」の文章、高齢・介護の箇条書きの文章を転記させていただいているところでございます。

続いて、5ページをご覧くださいませでしょうか。

(1)の「いくつになっても自立した生活を続けるための取組み」をご覧くださいませと思います。

めざす姿に対して、現状と課題でございますが、箇条書の一つ目、二つ目の現状と課題のところをご覧いただきたいと思います。

箇条書の一つ目は、人生100年時代における長寿命化により住み慣れたまちでいきいきとした高齢期を過ごすため、高齢者の居場所づくりや社会参加のための支援の充実が必要であること、二つ目は、高齢者就労について、区民の認知度を高め利用者の増加を図るとともに、就労相談とマッチングを促進し、就労の場を増やしていく取組が必要であることを挙げています。

こちらの施策の方向として、右上の①「高齢者のいきがいくくりと就労支援」の箇条書の一つ目、二つ目をご覧いただきたいと思います。

一つ目には、高齢者が役割といきがいをもって地域活動など社会参加へつながるための仕組みづくりを支援すること、二つ目は、働きたいと希望する高齢者が働き続けられるよう、様々な就労の形を提案し、高齢者の働き方を支援しますとさせていただいております。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。

6ページの施策の(2)の「安心して暮らし続けるための環境の充実」をご覧いただきたいと思います。

めざす姿に対しての現状と課題でございますが、箇条書の上から一つ目をご覧いただきたいと思います。

高齢者をとりまく社会や家庭の環境、地域の特性により、高齢者の生活、介護へのニーズが複雑で、多岐にわたるため、地域の特性にあわせた見守り体制・インフォーマルサポートの創出・相談支援体制の確立が必要であることを挙げさせていただいております。

こちらの施策の方向として、右の①「総合的な相談体制・日常生活支援の体制強化」と、あと②「高齢者の見守り支援」をご覧いただきたいと思います。

まず、①の総合的な相談体制・日常生活支援の体制強化ですが、高齢者あんしんセンターの充実、日常生活支援体制の強化について、②の高齢者の見守り支援では、箇条書の一つ目の高齢者あんしんセンターを中心とした町会・自治会、民生委員やボランティア等との連携による一人暮らし高齢者の訪問・相談、箇条書の二つ目のICT機器を活用したGPS機能などを用いた見守り支援を推進するとしております。

続いて、7ページにお進みいただきたいと思います。

(3)の「認知症への理解促進と早期発見・早期対応の推進」でございます。

めざす姿に対して、現状と課題でございますが、箇条書の上から一つ目をご覧いただきたいと思います。

65歳以上の認知症の人は、2040年には4人に1人となる見込みであり、認知症への理解を深めるということなどが必要であることを挙げさせていただいております。こちらの施策の方向として、右上の①「認知症に関する普及啓発の推進」をご覧いただきたいと思います。

認知症の正しい理解を深めるための認知症サポーター養成講座や、地域のだれもが参加できる交流の場としての認知症カフェ、認知症月間等のさまざまな機会や事業、広報紙、ホームページ等を通じて、広く認知症に関する普及啓発を行うことなどとさせてい

ただいております。

認知症サポーターについては、認知症についての正しい知識を持ち、偏見を持たず、認知症の人と家族がその人達らしく暮らしていけるように、自分のできる範囲で手助けし、温かい目で見守る応援者についてです。

左下の図をご覧くださいと思います。

認知症サポーター受講者と支援ボランティア登録者数の推移をお示ししておりますが、ボランティア登録については、サポーター講座受講後、支援活動、近所の見守りでしたり、声かけ、ゴミ出しの手伝いや一緒に外出、散歩をするような、そういった体験をした後に、申請に基づき登録するものがございますが、登録者数については年々増加をしているといったところでございます。

以上、簡単ではございますが、高齢・介護の施策について、説明をさせていただきました。

○部会長

ただいま資料の4ページから7ページのところです、高齢・介護の施策（1）いくつになっても自立した生活を続けるための取組み、（2）安心して暮らし続けるための環境の充実、それから（3）認知症への理解促進と早期発見・早期対応の推進について、ご説明がありました。

それでは、こちらの施策について、ご意見等いただければと思います。先ほどと同様に順にお願いします。よろしいでしょうか。

○委員

まさにこの施策（1）「いくつになっても自立した生活を続けるために」という、これは本当に健康施策の中で一番ポイントなんじゃないかなと思います。これが完璧にできていれば、心と体の健康、身体的にも精神的にも、また後段でも出てきます、認知症予防にもつながっていくと思うのです。

今度王子、神谷のほうにも「いきがいセンター」、ここをさらに充実をしていくということと、あとここに書いていませんけれども、シルバー人材センターが今あります。ただ、どうしても1か所で、また会員登録していてもできない方もいることもありまして、将来的にはこのもっと細分化して「いきがいセンター」とか、またシルバー人材センターも赤羽、王子、滝野川みたいな形でやっていくと、まさにこの自立した生活をするということは、元気な高齢者の方たくさんいらっしゃいますので、そういった方の就労支援、シルバー人材センターの場合だと就業ということ。時間の空いたときにちよつとみたいなのではなくて、これからますます経済動向も厳しくなって、年金もなかなかとかという議論も報道もありますので、元気だから働きたいという方がすごく多いというふうに感じますので。

雑駁になってしまいましたけれども、ぜひこの就労支援を具体的につながる仕組みづくりを支援しますということになってはいますが、先ほどの施策にて委員からもお話ありましたけど、もう少し落とし込み、深掘りができないかなというふうに感じます。制度上でも難しいことと承知はしておりますが。

また私の地元でもそういった高齢者の就労支援のグループというのはあるのですが、大体女性の方はもう元気です。男性の方はなかなか今までの肩書とかキャリアとかがあって、受けないということがありますから、ぜひこの男性の高齢の方のシニアの就労支援というところでもできるような形ができればいいなというふうには思いました。

また、施策2のほうで、北区の場合には高齢者あんしんセンターがすごく充実をしています。私の地元でもすごく助かっているのですが、ただ、いろいろ町会・自治会、民生委員の方とも連携をずっとやりながらも、困難事例というのが多々ありますので、地元の高齢者あんしんセンターで対応できないところは、本庁のほうで何か取り組んでいただくとか。地域においては若干この温度差があるという、偏在があるということですね。この辺のサポートを本庁のほうでしっかりできればいいなというふうに思いました。長くなりまして、雑駁で申し訳ありません。

○委員

今おっしゃってましたよね。男性のほうがそういうことに関して話しにくいというか、食事会にしても男性の方は入りにくい。そういうことで、どうしたら接点を持てるかというところが課題かなと思うのです。

それから、よく道路のへりを見ると、草でいっぱい生えているときがあって、これはシルバーの方ですか、シルバーセンターのほうでやって多少なりとも収入があれば、町もきれいになるかなと思ったことがあります。だから、そういうところで、考えるところがあるのかなと感じておりますけれども、よろしくお願いします。

○委員

6 ページのところですけども、現状と課題のところ、一つ目、「高齢者をとりまく社会や家庭の環境、地域の特性により、高齢者の生活、介護へのニーズが複雑で多岐にわたるため」、その後、また「地域の特性にあわせた見守り体制・インフォーマルサポートの創出、相談支援体制の確立が必要」とあるのですが、ここで言う地域の特性に合わせたというものが施策の方向のところ、どれが地域の特性なのかというところがもう少し施策の方向で出せるといいのかなと思いました。この参考資料としては、後期高齢者人口の構成比というのが出ているのですが、ここで言う地域の特性、北区の特性は何だろうか。それに対しての施策の方向性というのはどういうふうに考えていますというところが、もう少し表現できたらなというふうに思いました。

○委員

私からは、この書いていただいた施策1、2、3、どれも、いわゆる当事者視点が基になっていると思います。多分以前、部会とかで話したときも、その高齢者をサポートする家族とか、その視点をもう少しという話があったと思うので、こちらの基本計画の方向性のところでも高齢者を支える家族だったりをもう少し厚めにしてもいいのかなというふうに考えて思いました。

あと、例えば先ほどの就労というところで、今までのシルバー人材とかだと本当にお手伝い的な、自転車の整理とかというイメージがあるのですけれども、これからは本当

に9時5時で働くとはではないにせよ、例えば週3で5時間ぐらいとかという、ある程度、いわゆるパート、アルバイトぐらいのある程度一定の仕事をする方もこれからどんどん増えていくかなと思うのですけれども、それだと北区内だけで働くのではなく、例えば近隣の自治体とか会社だったりとかというのもあるので、そこは、ぜひ北区だけじゃなくて都だったり、近隣の区とかの連携というところも含めての就労支援というところを盛り込んでみてもいいかなというふうに考えました。

○委員

以前、部会有的时候に、男性がなかなかコミュニティに参加しにくいという話が、いろいろ話が出ていたのではないかなと思います。5ページの高齢者のいきがづくりと就労支援で、もう少し踏み込んでもいいのかなと思って、就労支援、就業支援は大事でしょうけれども、いきがというか、さっきの話で、逆に男性とかがすごく、例えばキャリアを積んできているとか、いろんな知識を積んできているとかといって、65歳か70歳になって仕事を引退して、それをもっといかせる方々も結構いるのではないかなと思うのです。そういう力を逆にこれから区だったりコミュニティだったり社会がちゃんと前に進んでいくためにちゃんといかせるような仕組みづくりと、そういうところまで、もし踏み込めるのであればそういう視点を持って、いきがとか、そういう部分も考えられるというか、そのほうがいいのかなと感じました。

あと、具体的な記載という話ですが、7ページの施策3、認知症の①のところ。ここは書き方がある意味とても具体的だと思っていて、普及啓発の推進のところ、じゃあ何をやる、認知症サポーター養成講座だとか交流の場としての認知症カフェといった事業、北区の広報誌、ホームページと、ここはすごく具体的なものが並んでいるなと思いました。ここまで踏み込んで大丈夫であれば、ほかのことにも少し何をやろうとしているのかが見えるところぐらいまでは具体的だといいいかなと、そういうふうに思いました。

○委員

まず施策の方向の6番のところ、地域ケア包括システムとか、高齢者あんしんセンターの活動とあって、先ほど就業の話なんかもあるのですけれども、例えば就業の話は高齢者だけじゃなくて障害者のほうもそうですし、一般の方もそうですし、あと生活困窮の方の課題とか、結構ニーズが共通していたりすることが非常に多いのかなと思っていて、ここにどう盛り込むかというのは難しいのですけれども、医療・介護等とここに書いてあるので、こういう表現になるのかなと思うのですが、一つの課題を一つの、例えばあんしんセンターで解決するというだけではなくて、複合的にその課題を解決できるような仕組みみたいなものを表現できるといいのかなというふうに思ったりもしています。

また、地域でやっていくというところがすごく、先ほど委員からも地域のあんしんセンターの充実は私もすごく感じている部分ですが、ただ地域だけじゃできない課題というのもあって、例えば区全体で働く場を創出していくとか、いろいろな働き方を創出していくと、そういったことというのはなかなかそういう地域課題からは吸い上げにくい

部分もあるのかなと思うので、その双方向性みたいなところ、区でやるべきこととか大きなところと、地域から出てくるところ、その辺を何か表現できるといいのかなというふうに感じました。具体的なことは挙がらなくて、大変申し訳ないのですが、以上です。

○委員

6 ページのほうで、安心して暮らせるための環境の充実ということですが、シニアクラブ、それはつまり老人会みたいな会に、うちの家族が、結構積極的に出て、輪投げやらグラウンドゴルフやらやっているのですが、私のほうは自分自身で何となく参加しにくいというか、まだ高齢者ではないみたいな誇りがあるのか、それが邪魔しているのか、周りの同じぐらいの年配の男を見てもほとんどがひきこもりというわけではないのですが、表に出てこないですね。何をやっているのだろうかと思って、自分自身はまだ働いているので、毎朝毎晩同じ道を通って動いているのですけれども、そういう高齢者が参加したいような、そのようなクラブがあるといいなと思います。

また、この②の高齢者の見守り支援というところで、「ICT機器の活用を推進します」というのですが、これは例えば、倒れたらそういうボタンを押すと誰かが来るようなことを区のほうでやるというようなことなのか、ちょっと意味が分からないのですが、教えてもらいたいと思います。

○委員

先ほど委員から当事者視点でというお話があったと思うのですが、ここにいらっしゃる皆さんは高齢者あんしんセンターと言われると、ああ、こういうことをしているのだなと、ぴんと来ると思うのですが、実際には障害者問題ほどじゃないですけど、高齢者の話も当事者以外は意外に分からない。

ただ、高齢者の場合は自分自身に親が居たり、自分もいずれ年を取って高齢者になるということで興味はあると思うのですけれど、実態何をされているか、区民に分かっていない方多いと思います。そうすると、こういうものを作って発信するときに、もう少し高齢者あんしんセンターの役割とかをある程度情報として補足しておかないと、多分読んで分からない。

高齢者あんしんセンターは本当によく仕事しています。こんなによく仕事して区民を支えているのかなともう感服するぐらい。毎週のように困難事例が生じると、私のところに、この人をどうしましょうとか相談に来たり、近いというのもあるし、フットワークが軽くて距離も近いですから、直接相談に来られたりして、対応したりしているんですけど、結構困難事例、今の段階でもものすごく多いですよ。それに高齢者あんしんセンターは非常に真摯に対応してくれているのですが、20年後となると、多分今の体制のままだと、一つはボリューム的に追いつかない。だから、高齢者あんしんセンターの仕事の内容とか立ち位置を、恐らくもう一回整理し直して拡大しなければいけないだろうという問題が生じるのかなというのと。

あと昨日、認知症カフェに居るお年寄りと話して、楽しい時間を過ごしていたのですけれども、自分の住んでいるところ以外の認知症カフェも頻繁に参加するというか、ご協力しているのですけれども、高齢者を見ていて10年前の高齢者と20年前の高齢者と

今の高齢者と、全然違うのですよ。だから、恐らくICTとかスマホとかに関してもそうですし、ものの考え方とかも違うので、恐らく20年後というのは、今の高齢者あんしんセンターの抱えているような問題とか業務以外に、20年間の進歩というか住民の変遷に応じて多分恐らく業務も変わってくると思うのですね。その辺も含めて、今の高齢者あんしんセンターはこんな感じで仕事をしていると。でも、20年後はボリュームはこのくらい増やさなければいけないし、内容もこういったことが恐らく変わってくるだろうといったことを発信できると、恐らく今、高齢者問題に関わっていない方から見ても分かりやすくなるのかなと思って。

本当の高齢者あんしんセンターと言ったら、ああ、安心できるかなと思っている。多分恐らく若い人は何をやるどころかと、いまいち分かっていないし、実際普通の方がいろんな手続に行かれるときと困難事例に対応するときは全然ハードルが変わってきますから、それにもう少し情報がうまく発信できると、読んで分かりやすい内容になって興味を持っていただけるかなと思いました。

○副部会長

二つほどあります。一つは、質問というか、もしお答えいただけたらと思うのですが、1点は、高齢期のいきがづくりというところで、いろいろな地域活動があったり就労があったりということをやってきたことも大事ですが、そういうものがあるよというのを働いている段階のときに、いかに中年の人たちに伝えていけるかということが必要なのかなと思っています。これもいろいろあるのだとは思いますが、いかに地域にプランニングするかということや啓発的な事業とかということや伝えていけたらなと思います。最近リスクリングという話も出ていまして、大学も北区の中にはありますので、そういうことも含めて皆様に中年の皆様にお伝えできたらなというのがあります。

もう一点は、6ページのところで、③の在宅療養連携の強化と高齢者が安心して生活できる環境整備のところの、下のほうの丸ポツに「福祉人材の確保・育成を進めるとともに」とあるのですが、これは北区さんのほうではどのように福祉人材の確保、育成というのを考えておられるのかなというのを、教えていただけたらなと思いました。

○部会長

5ページの施策の方向③のところなのですが、「デジタル活用能力の向上に向けた取組み」というところです。こういうことは非常に大事だと思いますし、全体会でも高齢者はこういうデジタルのものを使えなくて困るだろうから、その辺のところを主に力を入れていくべきだと。まさにそうだと思うのですが、こういうデジタル活用能力の向上に向けた取組を一つの柱と立てることがいいのかどうかというのが、分からなかったのですね。

といいますのは、中に書いてあることは、区の情報や災害・防犯に関する緊急性の高い情報を取得できる。それから、地域とのコミュニケーションを図る。この二つはとても大事だと思います。いくつになっても自立した生活をするためには人とつながっているということが大事なので、そのためのツールという意味ではデジタルの機器が使えるということが大事だけど、一方ではもうちょっと違うところが大事で、何を言い

たいかという、施策1と2が、6ページは難しいとは思うのですね。1のほうが自立した生活で、2のほうは安心して暮らし続ける。ですから、人とつながっていられるところを1にするのがいいのか、2にするのがいいのか、私は個人的に難しいかなと思いました。

あとは、防災とか防犯ということを強調するならば、ここは場合によっては2かなと。安心して暮らせるというふうになると思ったのですね。その両方をつながり続けるということと安心安全ということで、それを使う技術やツールとしてデジタル活用能力ということになると、この3番になるのかなという気もするのですが、ほかの柱と比べると、ある意味少し唐突な印象を受けたので、この辺はどうなのかしらという。でも非常に大事だとは思っています。使えないことによって情報からあぶれたり、いろいろ危険につながるということはあるので、この重要性は認識しているつもりですが、その辺の兼ね合い、施策1と2の兼ね合いもあるのですが、それがどうかなということですよ。

もう一点ですね。すみません、細かいことですが、例えばこの同じく5ページの高齢者のいきがづくりと就労支援があるのですが、いきがづくり、仕組みづくり、環境づくりというのがよく出てくるので、分かるのですが、例えば1のところは仕組みづくりを支援するよりは、「仕組みをつくります」という方向でもいいのかなという気もしたので、細かい文章表現の問題ですが、その辺りも、またお考えいただければと思います。

それで、もう一回に戻りまして、いかがでしょうか。委員の皆様からのご発言に対して事務局から何かありましたらお願いいたします。

○事務局

ご質問は、二つだったというふうに認識をしております。

まず、委員からいただいた6ページの②ですね、高齢者の見守り支援の箇条書の二つ目のICT機器について、今現状で考えられるものというのが、先ほども少し説明させていただいたGPSです。徘徊、高齢者家族支援ということでGPSを貸出しさせていただいているところ、徘徊される方の靴の中に入れてその方の居場所を発見するとか、そういったものについて実施をしているところですが、今後のICT機器の進歩もありますので、具体的な言葉では書かず、少し大きい言葉でここは書かせていただいているというところですよ。

○事務局

見守りツールとして今、行っているのはGPSの機器をお貸ししてそれを使うというものであったり、緊急通報システムというシステムで安否確認センサーというもので倒れてしまったら、人の動きがなくなったら、1日、2日以内に通報されるというようなものでございます。靴の中に入れるものは、今使っていないので、すみません、訂正をさせていただいておりますが、いろいろ様々な、そういうツールを活用したものとか製品は出ているのですけれど、帯に短し、たすきに長しで、なかなか定期的なずっと使い続けるものが現状では少し難しいのですけど、今後、ICTの発達によっていろんな様々なものを活用できるものがあるかなというふうに考えてございますので、ここに入

れさせていただいているというところでございます。

○事務局

私のほうから福祉人材の確保・育成のところをお答えさせていただきます。
現在、福祉人材の確保・育成事業については、やっているところではあります。例えば確保の部分では、福祉のしごと総合フェアというのを年3回ほど開催しております、コロナ禍においては、中止という場面もあったのですが、今年度は既に2回開催をさせていただきます。これは社会福祉協議会のほうに委託をして開催をさせていただいているのですが、いわゆる事業者と介護職種を希望する方のマッチングを行えるような場ということで設定をさせていただいております。

直近では10月7日の日に行いまして、コロナ禍ではありますけれども40数名の方がこちらのフェアにいらっしゃったと。その中で、何名かの方はマッチングがある程度できたというような報告が出てございます。

もう一方で、人材育成の部分でございます。こちらにつきましては、例えば介護保険施設等で働いていらっしゃる方で、いわゆる資格を持っていらっしゃらなかった方、こういった方々を資格に取得してもらうために、例えば介護職員の初任者研修でありますとか、あるいは介護福祉士の資格取得、こういったところに係る経費、こういったものを補助させていただいております。恐らく、高齢者あんしんセンターのほうでも同じようなことがたしかあったというふうには考えてございます。

○事務局

人材の育成という面につきまして、介護保険の事業としまして、各介護事業所で働ける人材を確保するというところで、ステップアップ研修というものを行っています。北区におきましては、区内の専門の学部のある大学や介護人材を育成する専門分野を有する高校がありますので、このステップアップ研修では、そういった高校の協力をいただきながら、実務的な研修も学ぶ機会をつくっているところでございます。

また、広くということで、介護人材、介護職に就く方がどういうきっかけで介護職になるかという、中学校のときの職場体験授業の影響がとてもあるということですので、今、中学生に配布する介護職種に興味、関心を持ってもらうパンフレットというものを今年度、介護保険課のほうで作成しているところでございます。

そこでは、先ほどの高校の生徒さんや大学の学生さんにもコメントをいただくように、今年ご協力をいただいているところでございます。

○部会長

ありがとうございました。

○事務局

質問については、以上と認識しています。よろしく申し上げます。

○部会長

委員の皆様、この施策についてよろしいでしょうか。

それでは、次ですね、どうでしょうか。障害のある人が、安心して自分らしい生活をおくるための基盤づくりですね。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

障害の施策についてご説明させていただきます。

8ページをご覧くださいませでしょうか。障害の政策名でございますが、障害のある人が、安心して自分らしい生活をおくるための基盤づくりでございます。こちらの政策の方向性についての中間まとめの、障害の箇条書きを入れさせていただいております。

9ページの施策の(1)のこころのバリアフリーの推進、ご覧いただきたいと思えます。

めざす姿に対して、現状と課題でございますが、箇条書の一つ目、ご覧いただきたいと思えます。北区障害者実態・意向調査によると、障害のある人は地域で安心して暮らすための重要な施策として、「障害に対する理解や交流の促進」が挙げられている一方で、下の参考の障害者差別解消法の認知状況をお示しのように、認知が進んでいない状況ということでございます。

こちらの施策の方向として、右の①「障害への理解促進と差別解消への取組み」、ご覧いただきたいと思えます。障害の理解を深めるために教育の充実や広報活動、障害のある人もない人も相互に交流できる機会の創出を図ることとしております。

次に現状と課題の上から二つ目、ご覧いただきたいと思えます。障害のある人が、多様な手段で意思疎通及び情報を取得し、円滑にコミュニケーションを図れるよう、意思疎通の支援の取組をさらに推進する必要があることを挙げております。

こちらの施策の方向としては、右の②の「円滑にコミュニケーションを図るための取組み」をご覧くださいませと思えます。障害のある人が円滑に意思疎通を図ることができるよう、障害の特性に応じた手話通訳やタブレット端末などのICT機器を活用した支援などにより、積極的に地域活動に参加できる環境づくりを推進しますといたしております。

次に、10ページ、ご覧いただきたいと思えます。

(2)住み慣れた地域で自分らしい生活をおくるための支援、ご覧いただきたいと思えます。

めざす姿に対して、現状と課題でございますが、箇条書の上から一つ目と二つ目、ご覧いただきたいと思えます。

一つ目は、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害のある人とその家族の地域生活を支える相談支援体制の充実・強化してきたこと。

二つ目は、障害のある人が、就労の機会を得て、充実した社会生活をおくるためには、障害者の就労促進への支援が一層重要となると挙げております。

こちらの施策の方向として、右の①の「相談支援体制の強化」と②の「自立に向けた取組みの充実」、ご覧いただきたいと思えます。

①の相談支援体制の強化では、基幹相談支援センターが中心となり、相談しやすい体制の充実を図っていることや、②の箇条書の一つ目でございます。自立に向けた取組みの充実は、就労支援センター北を中心に通所事業者や国や都などの関係機関との連携を深め、さらなる就労促進と就労定着に向けた支援の充実を図ることなどとしております。

以上、簡単ではございますが、障害の施策について説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○部会長

ただいま事務局が資料の8ページから10ページでしょうか、ご説明いただきました。それでは、こちらの施策について、ご意見のほうをいただければと思います。ご質問、ご感想でも結構です。それではよろしくお願いたします。

○委員

このコロナ禍により、障害がある人もない人も平等に生活ができるノーマライゼーションの世界の確立というのがすごく重要だなと。

(1)の観点では、先ほど事務局より、介護人材を普及、育成していくということの取組みいただきましたが、この円滑なコミュニケーションを図るための取組みとして、福祉ボランティアの活動を支援というところがありますけども、この育成をひとまず拡充するというところで、区内のそういった教育機関、中学生もというお話もありましたが、そういった部分から育成をして、介護の分野にかかわらず、介護と福祉とがもうほとんど同じ考え方の中で、人材育成を進めていただければいいかなというふうに思ったり。また、先ほどの欄で高齢者の就労支援というお話がありましたが、当然、資格がある方でないといけないとは理解していますが、高齢者の方でも、福祉に触れたいというような思い、先ほどもいろんなキャリアを持った方がたくさんいらっしゃるということもありましたので、例えばそういった高齢者の方についても、研修とか、または福祉ボランティアを活用した取組みが必要なんじゃないかなということを説明を拝聴しながら感じていました。

あと、このヘルプカードも大体名刺サイズだと思うのですが、満員電車でバッグにつけていたりすると目立たないので、大きくできないですかという要望が、果たして、国でやっていることで、すこし無理かもしれませんがというのが、できればこういった小さいということから、区でできることがあるならば、こういったヘルプカードも大きくできるというのかなという、これは質問というか区独自できるのかどうかという、教えていただければと思います。

あと、(2)のほうでも、現状の課題の3番目で、障害者の方もどんどん高齢化していきまして、またそのご家族も高齢化しまして、親亡き後という部分で、ぜひ何かここの学校の跡地だとか、または都営住宅の建て替えのときに、複合の中で、親亡き後の施設を。このサービス供給体制の充実のところにも、この家族への負担や不安を軽減するに向けた支援をしていますとありますけど、ぜひ様々な財源の問題とか、障害者施設だけだと滝野川にもつくっていただきましたけど、事業の管理者、経営の問題もありますから、介護と福祉を介護と障害を交ぜたような形でのそういった誘致をできればいいなと思

まして、この部分で施策の方向性でもうすこし不安を軽減するための支援を進めま
すというところで、もう一段何かこう、入れ込んでいただくとすごく理想的だなという
ふうに感じました。

○委員

このヘルプカードは名刺サイズじゃないですよ、もう少し大きいですよ。

○委員

もう少し大きい。

○委員

大きいです。これは小さい。目立ちます。バッグにぶら下げたりしてお持ちになって
います。

私、障害者が親亡き後というところで、実際に今、こういう活動はなさっているので
しょうか。こういった支援に頼る方は現実にいらっしゃるのですか。質問になりますけ
ど。

それから以前にも言いましたが、障害者を理解するには、小さいときからの教育が
私は大事だと思っているのです。だから、小学校で先生がそういう授業をやって、障害
者に対しての理解を持たせたいなど、すごくそれを感じています。

○委員

感想というような感じになるのですけれども、私は、毎日通勤で通うときにバスに乗
るのですが、そのバスのバス停の近くに、障害のある方の恐らくお迎えのバスが到着す
るような感じになっていまして、そこにお子さん、お子さんといっても大きなお子さん
ですね、車椅子で押している、恐らく親御さん、お母様が自分の自転車に乗って何百メ
ートルか走って、そしてまた子どもを車椅子で押して、そしてまたそこから自転車で自
分も先に行って戻ってきて押してと。恐らく自転車でお母様はお帰りになるのかなと、
お子さんをバスに乗せた後お帰りになるためにやっていらっしゃるのかなと思うのです
が、もうその見える範囲の中で、自分が自転車と車椅子を押すという動作を繰り返して
送迎をやっていらっしゃるという方を毎日お見かけしております。

今、こちらの9ページに、福祉ボランティアの活動を充実させようというところなん
かもあったのと、あと先ほどの親亡き後というところが、本当に何かそれを見て、また
そこにつながった思いがしたのですけれども。現状で福祉ボランティアの活動の充実と
いったようなところの何か取組というものがあれば、そちらを後ほど教えていただけれ
ばなと思いました。

○委員

ほぼほぼ感想のようなものにはなってしまうのですが、先ほど委員からもありました
けれど、障害の理解を深めるために取り組むというところで、私自身も区内の小学校、
中学校に通っていた時、北区内の特別支援学校に実際に行って交流したりとかというの

を三、四回ですかね、やっていただいて、例えば車椅子は押してもらおうとすごい怖いとか、例えば目が見えない人を案内するとき腕を引っ張ったりすると本当に怖いので、逆に目が見えない人のほうが案内する人をつかむほうが良いというのを教わりました。そのときに教えてもらったことは意外と今でも覚えていたりするので、そういった教育とか機会というのは、ぜひ力を入れていただきたいなというふうに思っています。

もう一点、障害というとネガティブなイメージが強いので、例えば手を差し伸べて思いやりを持って助けてあげましょうというイメージが強いと思うのですが、マイナス面だけに注目するのではなく、腕が少し細い障害がある方が、パラリンピックで日本記録を出したりとか、あと走り幅跳びの選手なんかだと、健常者よりも長い距離を跳べるとかというような感じで、障害イコールかわいそう、ネガティブというだけじゃなくて、いや、こういう障害があるけどもこういう活躍をしているとか、世界的に著名な画家にも障害がある方がいたと思いますが、マイナスの面以外にも目を向け、知る機会を増やしていければ、そういう差別の解消だったりとか理解につながっていくのではないかなというふうに思います。

○委員

お二人の委員が発言されていたこととほとんど同じなのですが、教育、こころのバリアフリーの教育や教育が大事だなというふうに思っています。一応、教育の充実ということを書いていただいているのですが、本当に同じで、なるべく何だろう、偏見だとかそういうのを持たないで、小学校低学年とか、そういうところから始めて、さきほどの委員からも、障害がネガティブなイメージにつながりやすいというのがあったと思うのですが、知らないことで怖いとかそういうところが出てくると思うので、そういうところは本当にそういったイメージがつかないうちに、なるべく低学年のうちからいろんなことを知って、交流の機会も増やしていく。そういうことをもう少し言い方をすこし強めに書いていただいて、重視してもらえると、またそういうところでどんどんそれが広がっていけば、社会がどんどん、それこそ20年後になっていけば、もうそういう教育を受けた子たちが社会の中心になってくるようになっていけば、どんどん変わってくるのかなというふうに思いました。

○委員

まず、9ページのこころのバリアフリーのところですけども、皆さんもいろいろな意見をいただいている、教育の話とか非常に大事なところだなと思うのですが、先日、障害者権利条約の日本に対する審査の話があって、正直、インクルーシブ教育とかそういったことも大分否定されていて、差別に対するすごい強い対応を求められているようなところがあるのですけれども、それを北区でやるということではなくて、北区なら何ができるのかなというところをもう少し盛り込んでいくような、突っ込んだ内容を何か入れられるといいのかなというふうに思っているところです。

その一つで、全体を通してなんですけれども、障害の方を理解するとか、そういったことをサポートするということについては、非常に挙げられているのですが、本人の思いも育てていく、我々の業界では意思決定支援とか、そういったところで言われるとこ

ろですが、こちらのところをいかに伸ばしていくのかなというところをもう少し盛り込んでいく場合も、教育のところから盛り込んでいくというのは非常に、もしかしたらそれは障害のある方だけじゃなくて、自分の表現をしていくとか、そういったところにつながっていく全体の話なのかもしれないのですが、その部分は、特に障害ではもう少し強調していかなければいけないだろうと。本人が望む生活というのを実現するというのが、本当のバリアフリーだったりとかそういうことにつながるのかなというふうに感じた部分です。

あと、10ページのところは、自分も随時説明したり、様々なまだまできていないこととかいろんなことがあってコメントしにくさもややあるのですが、最近、制度上のところで行くと、重い障害のある方の部分と支援の部分と、あと例えば高齢者の方が高齢になっていく、親亡き後の問題とか、そういったところとあと地域で、地域に移行している精神障害の方の地域移行だとか、あと地域で自立していくという生活。これ結構二分されてきているなというようところがあって、北区の現状というか我々の周囲で、地域で、じゃあ自分で一人暮らししよう、先ほど、一人暮らししたいという思いを実現しようと思ったときに、福祉施設だけではもちろんできませんし、サービスのそれを人材確保とかも決して足りているのかなという難しい部分があって、じゃあ、ここをどうするのかというのは、もしかしたら5年ぐらいの近々の課題なのかなというふうに思っています。

一つ、よく最近話題に上がるのは、自立のところでは住宅施策との連携で、協力支援の話とかよく出てくるのですけれども、そういった他分野との連携の話とか、あと制度上の運用をもう少し広げていくとかですね。先日の権利条約のところでは、ここ区の方には言いにくいのですが、移動支援の一方、通勤・通学に使用できないのはおかしいというようなことも規定の話が出ていたのですけれども、その辺をどういうふうに区として制度、国の制度は変えられないかもしれないのですけれども、その運用の幅を広げていくのかなというのは、我々事業者やご家族、本人も含めて一緒に考えていければいいのかなんていうふうに感じたところです。

また、これは先ほどからほかのところでもお話しさせていただいているのですが、非常に障害だけの分野で解決できなかつたり、ほかと連携したり、重なっている部分というのが非常に多くありますので、就労の話も先ほどさせていただいたのですが、特に相談のところなんか、そういったところというのは非常に多くなっていますので、そういったところの横の横断的な施策みたいなことも、障害等は特に喜んでいただけるような、私も表現が思いつかないところがありますが、その辺りを含むような内容が盛り込めるといいのかなというふうに感じている部分です。

○委員

10ページですが、同じように障害者のことですが、町なかで車椅子やバギーでもって歩いている人を見る機会が多ければ多いほど、その国の福祉の度合いが進んでいるということを聞いたことがあります。

だから、私に見える範囲では、そういう意味では、東京というかこの北区そのものをもっと車椅子やバギーの子を見てもいいのではないかなという気がします。そのために

は、地域や町会などで、具合の悪い子がいるとか、別にうわさじゃないですけども、みんなで見守るという意味で、情報があればいいんじゃないかなと思います。

また、よくKバスを利用するのですけれども、Kバスの運転手さん、車椅子で来るとちゃんとやってくれて、本当にありがたいなと思っています。

○委員

事業もそうなのですが、障害の諸対応も区内で全部完結するかという話が当然出てくると思うのですけれど、特に親亡き後となると、そこでお願いする施設が区内にあるかというのは、そういう問題、当然あると思うのです。ただ、障害者の独居の移動できる距離は結構狭いことが多いのですよね。そういった意味で、区内の中で対応できる、キーとなる相談支援センターも必要ですし、できればグループホームも含めて面倒見られるところが必要なのかなと思っています。

私も、障害者の方にそんなに触れ合う機会は多くないです。恐らく皆さんも同じだと思うのですけれど。

毎月、区の仕事の関係で、障害者の方、あとはない方ですけど、生まれてから今までのストーリーや療育等の履歴をみて、判断する仕事があるのですが、それを見ていつも思うのは、何でこの方が北区に今いるのかということを見ると、必ずしも北区で生まれ育った方じゃない。地方だと障害のある人は、東京へ来るケースもあるのですよね。

それで、何で障害のある方が、今、北区にいらっしゃるのかなということと、特にキーパーソンがあるから。ご家族がこの子の障害の特性や状況のまちだって、本当にそうなのですけど、ご家族がどのくらい見ているかということで、高齢だったり亡くなられちゃったりして、もう見る家族がいない方もいらっしゃるのですけれど。ただ障害の内容によっては、もう家族間で見ることができない状態にならざるを得なかったと。非難しているわけじゃないのですけど、ならざるを得ないような状況になって、場合によっては、そういう手厚く面倒見ていた家族でトラブルを起こしてしまうケースも当然ありますから。

そうなってくると、キーパーソンがグループホームの相談員とかグループホームの方という方は、かなり多いのですよね。そうなってくると、多分区内のグループホームに行くと、そんな状態が続くと、北区にいるけれども、もう既に親亡き後の状態に近いということで、区内でそういったことに相談支援センターと区内の施設で対応する必要が高いのかなというふうに感じましたけれども、実際、それが十分充足できているかというのは分からないのですけれども。人口、基本、高齢者みたいにどんどん数が増えるということは多分ないと思うので、今の状況に応じて10年後を考えてくれればいいのかと思っています。

○副部長

大学教育の中に障害のある学生さんたちがどんどん入ってきているなというのは、それもあと多くはないのですけれども、増えているということを感じています。

彼らは、ほとんど社会福祉士とかになりたいと言って、自分の経験を基に支援をこれからしていきたいという夢を持って、非常に能力が高くて、成績も抜群という方が多く

て、こういう人たちの能力をいかしていきたいなというふうに思っています。

教育機関から就労へという、ここのシームレス化はいかに図れていくかというのが大事かなというふうに思っているところです。

○部会長

私は、10ページの施策の方向②自立に向けた取組みの充実のところですか。今までも他の委員からもご意見が出ています。もし可能ならば住宅政策的なことを入れてもらいたいと思いますが、基本計画でここまで具体的にだと難しいかもしれないので、例えば地域生活への移行や定着に向けた取組みの充実の中に、生活拠点の確保みたいなところぐらいまで言ってくれるといいなと思いました。つまり、本当は住むところをきちんと確保するという、そこまで詰めていただきたいのですけれど、基本計画ですから生活拠点の確保ぐらい言っただけでもいいなと。これはお願いでもあります。

それでは、いかがでしょうか。委員のご意見、ご質問等もありましたので、事務局からお答えいただくことありますでしょうか。

○事務局

委員からのヘルプカードの話ですけれども、ヘルプカードは区のほうで配っている、いわゆる本当にカード状の物ですが、よく電車で目にされるのは、ヘルプマークといってプラスチック製の紐でくくりつけるものというか、あちらに関しては、東京都の交通局などで都営の地下鉄の駅とか都電のところとかでお渡ししている物。

ヘルプカードは、どちらかというといきなり対外的に示すものではないのですが、いざというときに支援を必要とするような、そういう使い方なのかなというふうに認識しております。

それから、福祉ボランティアの現状の取組といったご質問ございましたけれども、現状では、手話通訳に関する、北区ですと手話通訳連絡所というのがありまして、そこに通常お仕事をされながら、土日とか平日夜間に、これ、私は通訳という形で活動される。こちら有償ですけれども、そういった手話通訳の方ですとか、あとは障害者福祉センターのいろいろ、音楽系の活動とか様々な趣味の活動の中で、個人的にボランティアとして活動されている方もいらっしゃるのかなというふうに認識しております。

障害者の入所施設というところでいいますと、北区の中には入所施設、現在ありませんので、他区の入所施設で、または遠方の入所施設というところに入所されているというのが現状でございます。ただグループホームというところでは、かなり30か所ぐらいグループホームございまして、あとは重度障害者対応のグループホームということでは、昨年3月に滝野川三丁目にグループホームが開設をし、そこで定員をかなり超える応募があったところです。必ずしも充足している状況とは言えないところですが、そういった施設整備にも今、努めているところでございます。

○部会長

委員の皆様からのご質問等、よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思っております。権利擁護・生活支援ですね。事務局からご説明

お願いします。

○事務局

1 1 ページ、ご覧いただきたいと思います。

権利擁護・生活支援、政策面でまず、「権利と尊厳をまもり、支えつながりあえる仕組みづくり」といった、こちらの名称でございます。

こちらの政策の方向性についても、基本構想中間まとめの文章、こちらから箇条書きの文章を転記しております。

続いて、1 2 ページ、ご覧いただきたいと思います。

(1) の高齢者・障害者の虐待防止と権利擁護への取組みの推進、ご覧ください。

めざす姿に対して、現状と課題がございますが、箇条書の上から二つ目、ご覧いただきたいと思います。

成年後見制度に関する認知度は必ずしも高いとは言えず、成年後見制度に関する意識啓発や認知度向上のための取組みを進めて、成年後見制度をはじめとした権利擁護制度の利用促進に向けた相談支援等の充実が必要であると挙げております。

こちらの施策の方向として、右の②の適切な支援に向けた情報提供と相談支援体制の充実、ご覧いただければと思います。権利擁護制度の周知や相談機能の充実を図るとともに、成年後見制度の利用に至る前段階において、福祉サービスの情報提供や利用手続き等の援助を行うなど、適切な支援につなげることができるよう、関係機関との連携を強化しますとしております。

次に、1 3 ページにお進みいただきまして、施策の(2) 家族等介護者や複雑な課題を抱える人への支援をご覧いただきたいと思います。

先ほど委員からもご指摘いただいたのですけれど、ここに家族に対する支援といったところの政策、施策についてご説明をさせていただければと思っております。

めざす姿に対して、現状と課題でございます。箇条書の上から二つ目、ご覧いただきたいと思います。核家族化、少子高齢化の拡大に伴い、高齢者や障害者の介護をする家族の負担は増大していること、またダブルケアの課題も社会的に顕在化しており、介護による望まない離職防止や高齢者・障害者の家族等介護者の負担軽減につながる情報発信、地域でのサポートの充実が必要であることを挙げております。

こちらの施策の方向として、右の②の家族等介護者の介護による負担軽減への取組み、ご覧いただければと思います。家族等介護者の精神的・肉体的な負担を軽減するため、支援に関する情報の発信をするとともに、臨床心理士等による相談支援や介護者間の交流を深めるなど、家族を支えるための支援の拡充を図ることとしております。

以上、簡単ではございますが、権利擁護・生活支援について説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○部会長

それでは、またご意見をいただければと思います。

○委員

これも非常に重要な問題・課題でもありまして、特に成年後見制度、これは2000年に介護保険とともに北区の病院の中で始まったので、なかなか定着していないところがあるところ、社協さんでもあんしん北でやっていただいていますけれども、ぜひこれは、これからもどんどん高齢化社会になりまして、権利擁護の部分で様々な、高齢者の方に限らず、障害者についても取り上げられていますね。

先ほども親亡き後という課題もありましたので、ぜひこの支援する取組として、官民連携で、社協さんだけでは、また役所だけではできないので、行政書士会とか司法書士会とか、ある程度そういった専門の方々をうまく活用して、高齢者に限らず、障害者の方においても成年後見制度を利用して普及していただきたいなというふうにすごく感じました。

あと、施策（2）のほうでも、これも地域でのサポートというのが必要ということで、コロナ前は北区でも地域でささえあいネットワークということで、いろいろな町会、理事会さんの方が見回り以外の部分でも取り組んでいただいたのですが、今言ったコロナがあったこと、休止というような形になって、見守りがいいところ。

私も香川県の高松市でいわゆる地域共生社会の構築事業みたいな、今、孤立・孤独対策という言葉、ここの課題にありますとおり、8050問題とかひきこもりとか、生活困窮ということで、どんどん課題が多くなっていますので、コロナもまだまだ油断できませんけれども、ぜひ地域で支え合いのネットワークということで、人と人とか、人と地域という部分で、あんしんセンターさんが中心になると思いますけれども、そういったネットワークづくりという。これは、地域の皆様のご協力がないとできないんだなというふうに思いますので、そこら辺のところもこの施策の方向性の中で表現していただくとうまく理想的かなというふうに感じました。

○委員

家族の方がヘルプを出さないというか、助けてという言葉が出にくいと思います。だから、本当に地域で見守ってあげたいというのが本音です。

今、私の活動の中で、担当している人を社協などと相談し、対応しているのですが、いろいろな問題が複雑に絡んでいますよね。地域で、みんなで見守っていきたくらいところで、頑張らなきゃなと思っています。

○委員

家族と介護者の負担軽減の取組みというところで、感想になるのですが、私自身が親の介護が始まっていて、離れたところに住んでおりますので、先ほどのICTのところにつながるのですが、あんしんスマホとかですね、高齢者が持てるようなスマホなんです、Wi-Fiがオンになってしまって、うっかりタッチしてしまってオンになっていたということで、ショートメールが送れないということで、電話がかかってきても、向こうは一方的に言うのですが、障害者レベルで耳が遠いものですから、こちらの言っていることが通じなくて、メールが唯一私との会話の手段だったということで、メールが使えず、電話はこちらから言っても伝わらず、やむを得ずご近所の方にLINEをして、我が家に見に行ってもらいたいとお願ひしたことがありました。

非常に今、仕事をしながらその状況が何回か続いて、私も少し疲弊しているという状況の身をもって経験していますので、この家族と介護者への負担軽減への取組みというところは、非常にそういったところで、地域の中でのちょっとした見守りサポートというのが生きていくのかなと思います。

先ほど、福祉とボランティアの活動をどんなものかということでお聞きしたところ、手話通訳といったものがあったのですけれども、そういった専門的なものだけでなく、私自身のこころのバリアフリーがあるなと感じたのは、自転車を押すぐらいだったら、私自身が自転車、バス待っている間に置きましょうかと言えないもどかしさがあったわけなのですけれども、そういったところでもっと身近に交流というか、助け合いができるといいのかなという感想を持った次第です。

○委員

施策の（１）のほうの方向性の①のところにおいて、多分虐待の早期発見・早期解決とか重要なポイントだと思うのですけれども、虐待にそもそも行かないように、その予防とかというところを多分施策（２）の行動も絡んでくると思うのですけれども、そもそも虐待とかまで行かないための予防策という視点も一つ入れてみていいのかなと感じました。

実際、高齢者、障害とは違うと思うのですが、先月子どもが生まれたのですが、泣き止まなかったりとか、思うようにいかなかったりするのが続くと、虐待に繋がってしまうのではないかと感じました。虐待に繋がらせない予防の施策を検討していただければなというふうに思います。

あと、同じく１２ページの③の成年後見制度の利用促進のところですが、成年後見以外に保佐人とか補助人とかもあると思いますが、それよりも結構かなり成年後見制度が強くプッシュされているのが何でかな。気になったので、もし保佐人、補助人じゃなくて成年後見制度が強く出されている、背景とかあれば簡単に教えていただければと思います。

もし、背景がもしくは保佐人、補助人というのは限りがあれば、いきなり成年後見人までいくとほぼ何もできなくなってしまうので、その段階を追って随時、その人に合わせた対応をしていったほうがいいのかなというふうに感じました。

○委員

恐らく、こここのところの感想になってしまうのですが、私も今、自分の母が認知症に大分差しかかかっていて、うちの場は、僕も母も同じマンションの別の部屋に住んでいると、そういう状態です。１日にもう何回もやってくると、これはどうだったかな、あれはどうか、これはこうだねと言っても、３０分ぐらいするとまた同じことを言ってくると。母のところにはホワイトボードを置いて１回書いておくと。聞きに来るまでに１回みてねと。そんな状態だったのです。

そんな中で、子どもが今年受験を迎えてとか、そういうところを自分自身もそうだけでも、妻も大分負担に思いながらやっているのではないかと聞いたことがあります。

なので、本当に施策の方向で困り事を取りこぼさない相談体制を充実するとか。こう

いうの、今後もう本当に必要だと、そういうふうに思っています。

これに向けていただいているものを本当にしっかりと施策で進めていただければと、そういうふうに思いました。

○委員

先ほどから成年後見制度の話みたいのが出てきて、障害のほうでは、成年後見制度を利用促進制度とかができて、なかなか進んでいないので、先ほど医療と経済の話もありましたけど、福祉のほうもそういうお金の問題とともに大きくて、そういう部分で利用しづらさがあったりとか。あと、この親亡き後をどうするかという問題とも非常につながってきますので、それが成年後見制度だけではなくて、それ以外の制度も充実させていかなきゃいけないのかなというふうに感じていて、今、結構障害のほうでは、信託制度とか、信託なんかを使ってお金をおろすとかいろんなやり方を成年後見とかとはまた別にお金どう管理するかというところまでしている方々も多くいらっしゃいますので、その辺を多様性みたいものを盛り込んでいけるといいのかなと思っています。あと、この中に出ていないのですが、虐待とか権利擁護をこの中に、触法の問題とかそういったところもあって、障害の方、高齢の方もそうかもしれないですし、発達障害の方なんかは特にそうかもしれないですが、触法になってしまって、地域から孤立していく。それもまた悪循環になっていくという方々が今、いろんな例えば保護司の方が支えていたりとか、いろんな多分制度はあると思うのですがけれども、最近、そういう方々を支える全国のネットワークみたいなものを、これは障害のほうメインにはなってくるとは思うのですが、生きづらさを抱えている方々を支えるネットワークもできてきていますので、そういったものを例えば多職種、これは障害に限らず、高齢に限らず、司法のほうなんかと連携して北区で考えていくというのも一つ、何かこの数年、5年という枠の中では考えていってもいいのかなというふうに感じているところです。

あと、最後のページのところと全体にも関わることですが、権利擁護のほうを考えていく中で、何がその壁になっているのかと。情報が入ってこないとか、その情報のアクセスの問題は、非常に出ていて、例えば今、成年後見制度自体を知らないとか、あとそういう支える、あんしんセンターとかいろんな障害の相談支援センターを知らないとか、そういったことというのは、いろいろ出てきますので、その辺をどうしていくのかというところは、もしかしたら最近よくアウトリーチという言葉で言いますけども、そこに向かって行って、本当にその方々のところに、その課題に我々のほうが近づいていく。そういった仕組みというのが、これはもしかしたらご近所とか、そういう地域で本当に細かな、先ほど自転車のお話もそうなのですが、そういったところなのかなと感じていますので、何かこう、本当に制度ということだけではなくて、その地域での仕組みとそういったことが組み合わさるような、何かそういう表現を、特に権利擁護のところは含められるといいのかなというふうに感じました。

○委員

たまたまひきこもりとヤングケアラーの問題のことがありまして、セミナーみたいなのに参加したのですが、ヤングケアラーに関しては、かなり当事者が、意外とひょうひ

ようとしてそれを受け入れているということで、もっと周りでもってこういうのがあるとか何とかというアドバイスをやればいいのになんて思っています。私の場合はあんまり周りにそのようなケースがないので、考えられないのですが、仮にこのような人がいたらどのように接したらいいのか。直接じゃなくて、間接的にヤングケアラーへの接し方というものが分かると、余計なお世話なのでしょうけれども、余計なお世話にならないように進められるのではないかなと思っています。

○委員

親の介護のここにいらっしゃる皆さんも切実な問題でしょうし、私も去年、自分の母親が94歳で10年ぐらい要介護4で介護を受けていて、妻の母も要介護4で、94歳で亡くなったのですが、本当に人手が要るのですよ。私は、兄弟も多いですし、あと自分の勤務先の上には母親が住んでいて、支えてくれる手もあるので何とかなつたのですが、これが普通に勤め人だったら大変だろうなと思うのは確かなので。

結果、そして介護のための離職はすごい多いですよ。それに関しては、少子化問題はそんな簡単に解決しないですから、いきなり高齢者の子どもが今から増えることというのはあり得ないわけですから、この辺は考えなきゃいけないかなと常々思っています。

権利擁護というと公的のところだと、北区だと社会福祉協議会だと思うのですよね。北区のほうからも人を出していただいていますし、いろいろ報告を受けたり、中の活動への理解を示しているつもりですが、ここの中で、③は成年後見人というところ、制度のところ、北社協の名前が出ていますけれども、2番目のほうのひきこもりとか生活困窮とか、あとこども食堂とかもやっていますし、そういう意味では、それ以外の権利擁護でも、社協は非常に多角的な事業を展開していますので、こっちのほうにも北社協の紹介も書かれるというよりは、こういったサポートがあるので、これを見ると何かヤングケアラーでもひきこもりでも、ダブルケアでも困っているだけでは、こういうのがあるのかとって手を差し伸べてもらえるのだなというのが分かると思いますので、この2のほうでも北社協の事業に対して、今も既にやっていますし、今後は、こういうのも必要になってくるということもありますでしょうから、紹介するといいい情報発信になると思います。

○副部長

2点ほど。1点は、他の委員がおっしゃったことですがけれども、13ページの困りごとを取りこぼさない相談体制の充実というところで、一番上のところですね。相談者が主に訴えることだけではなく、その背景にある家庭環境や相談者が認識していない課題を捉えということが非常に重要だなと思いました。

つまり、ヤングケアラーについて、ある委員がおっしゃったとおりで、自分がそうであるということを認識できない、認識できないというか、なかなかそうだとすることを課題として捉えられないというときに、どういうふうにあうトリーチしていくかということ、非常に重要だろうなというふうに思ったのが1点です。

もう一点は、その下の家族等介護者の負担軽減への取組みというところで、2行目のところに、臨床心理士等による相談支援や介護者間の交流を深めるなど書いてあるの

ですけど、できたらソーシャルワーカーとか入れてほしいなど。臨床心理士さんだけ、みたいな。何か特別ここで書いてあるので、ちょっと残念だなというふうに思いました。

○部会長

13ページの②のところですけども、1行目に家族等介護者の精神的・肉体的な負担を軽減するため、支援に関する情報の発信をすると。情報の発信というのは大事だとは思いますが、もともとを言えば、そういった負担を感じている人は情報だけじゃなくて、何とかしてほかの形で代わってほしい、支えてほしいと思っていると思うので、なかなかその辺も難しいと思うのですが。

ここで、2行目の最後のほうの、一つは家族を支えるためというところ。家族だけが介護する人だというような印象を植え付けかねないので、家族等介護者で加えていただいたらどうかと。家族等介護者を支えるための、こここそ、仕組みづくりと支援の拡充というふうにしていただけると、つまり情報の発信とそれだけじゃなくて、もうちょっと仕組みをつくってもらいたいと思うのですよね。それが本音の部分で、皆さん思っていることだと思うので、仕組みづくりと支援の拡充というふうにしていただけると、情報だけ発信してくれるよりはいいかなというふうに思いました。

それでは、事務局のほうからいかがでしょうか。ご質問等にお答えいただければと思います。

○事務局

それでは、私のほうから成年後見制度の部分についてご説明をさせていただきます。

こちら、成年後見制度という言い方をさせていただいております。成年後見制度の中には、ご存じだとは思いますが、任意後見と法定後見があって、法定後見の中に、保佐、補助、後見人とこの三つのパターンがあります。これら全てを含めて、成年後見制度ということで、こちらのほうには記載をさせていただいております。

それで、実は令和3年度から、北区においては成年後見制度利用促進検討会議というのを設けていまして、こちらでは、いわゆる申立段階において、後見人等の候補者とマッチングをする会議です。実際こちらのほうでマッチングをさせていただくのは、こちら社協に委託しているのですが、社会福祉士さんとか司法書士さんとか、あるいは弁護士さんとか、こういった三つの職種、こちらのどれが適切であるか。と同時にどの類型、つまり後見がいいのか、保佐がいいのか、補助がいいのか、こうしたところまで含めてマッチングをさせていただいております。

ですので、全て後見というわけではなくて、当然、保佐、補助というのは、実際問題として現実に出てきております。

○事務局

ご質問としていただいたのは、この意見だけだったという認識をしております。

ただ、ヤングケアラーについて複数の委員からご指摘をいただいたので、申しお伝えをさせていただければと思うのですが、次回ですけど、また子ども・家庭の施策で、子どもの権利というのを守るという視点、ヤングケアラーという単語について、また皆

さんのお示しをさせていただき予定でございます。またその際には、ご指摘、ご意見をいただければと思います。

○部会長

それでは、この権利擁護・生活支援というところはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、その他について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

本日、四つの分野の施策についてご意見をいただきましたが、後日にまた別途ご意見をいただける場合は、期間が短くて大変恐縮ですが、10月25日の火曜日、来週の火曜日までに、本日こちら、席上配付させていただきましたこちらの資料でございます。こちらにて意見の提出をお願いさせていただければと思っております。こちらのフォーマットについては、会議前に午前中、皆さんにメール送付させていただいております。もし何か追加でご意見ということがあれば、メールでまた送付をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

今日のご意見とまた後日いただく皆様のご意見を踏まえまして、またこちらの基本計画の施策のあり方について、12月に審議会でもたご議論をいただくといったところなのですが、こちらの案について、事務局で再度検討をさせていただきたいと思っております。

別件ですが、9月13日に、先月開催いたしました、第5回基本構想審議会の議事録の確認についても、別途でメール依頼をさせていただいたところです。こちらについても、確認をいただきまして、修正などがございましたら、こちらも期日までに、ご返信いただきますよう、よろしく願いいたします。

次回の部会についてですが、11月8日の火曜日、15時30分から本日と同じ会場で、子ども・家庭、学校教育の分野の施策についてご議論をいただきます。

開催通知は、会議資料とともにメールと郵送にて、おおむね部会開催日の1週間前に送付をさせていただきます。

前回の審議会でもお伝えをさせていただいたのですが、第6回の審議会の全体会、こちらについては12月23日の金曜日、18時30分から開催させていただきます。また、第7回の審議会の全体会、こちらについては1月30日の月曜日、18時30分から開催させていただきますので、スケジュールの確保のほどよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○部会長

ただいまのご説明でご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、皆様、本日も長時間にわたりましてありがとうございます。少し時間が過ぎてしまいました。申し訳ありません。それでは、以上をもちまして、第6回部会2「輝き」部会を終了いたします。次回の部会もどうぞよろしく願いいたします。